

四国地区物流分野取引適正化地方ブロック連絡会議の設置及び 令和８年度集中監視月間出発式等の実施について

令和８年９月２９日

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所
四国経済産業局

１ 「物流分野取引適正化地方ブロック連絡会議」の設置

公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省は、物流分野における取引の適正化のために、連携しながら製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「取適法」という。）等の迅速かつ厳正な執行に取り組んでいます。

今般、物流分野全体の取引適正化のために、取適法等の執行連携を更に強化するとともに、日本全国で取適法の違反行為及び貨物自動車運送事業法等の違反の原因となる行為の監視を強化するため、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所（以下「公正取引委員会四国支所」という。）は、四国経済産業局及び四国運輸局とともに、「四国地区物流分野取引適正化地方ブロック連絡会議」を設置することとしました。

２ 「集中監視月間」における合同荷主パトロール出発式の開催

公正取引委員会四国支所、四国経済産業局及び四国運輸局は、国土交通省が物流分野全体の取引環境の適正化のために実施しているトラック・物流Ｇメンによる「集中監視月間」（令和８年１０月及び１１月）において、荷主事業者に対する合同荷主パトロール等を実施することとし、その出発式を下記のとおり執り行います。

記

- ・ 日 時 令和８年１０月２日（金）１１時００分～１１時３０分
- ・ 場 所 高松サンポート合同庁舎南館１階 １０３中会議室
（高松市サンポート３－３３）
- ・ 取材申込 出発式は取材・撮影が可能です。
取材・撮影を希望される方は、１０月１日（木）１５時までに、
下記の問い合わせ先に御連絡ください。

【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所 取引適正化調査課
電話 ０８７－８１１－１７５８（直通）
ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/